

<本文中の用語の解説>

1) GAP

Good Agricultural Practiceの略。「農業生産工程管理」と意識され、農産物の安全、作業従事者の安全、良好な環境の保全を達成するために、適切な農業生産活動を行うことです。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

2) 美味^{おい}しまね認証

「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の通称。島根県で生産される農林水産物で、「安全でおいしい」を兼ね備えた産品を生産する生産者・生産方法を知事が認証する制度です。島根県独自の認証基準に基づき、第三者機関が認証の可否を審査。認証されると、生産者は認証マークを使用することができます。

3) 島根県エコロジー農産物

エコファーマー（持続農業法に基づき、環境にやさしい農業に取り組む計画を立て、知事の認定を受けて目標達成に向けてがんばっている農業者の愛称）が、土づくりを行い、化学合成農薬と化学肥料を標準的な使用量の半分以下で栽培した農産物で、知事の推奨を受けた環境にやさしい農産物のことです。

4) 出前講座

島根県の豊かな自然やそれらに支えられている農林水産業の魅力などについて、県職員が自ら出向いて説明などを行う講座です。

5) 健康づくり応援店

飲食店等で提供している料理の栄養成分や栄養情報等を表示する店のことです。

6) 特定給食施設

特定多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設のことです。健康増進法により、特定給食施設の設置者は所在地知事に届出をしなければならないことになっており、また、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならないとされています。

7) 8020^{はちまるにいまる}運動

平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。

8) 噛^{かみんぐさんまる}ミング30（カミング30）

食育を推進する一助として、一口30回以上噛むことを目標とした取組のことです。「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」報告書（H21.7月厚生労働省）「歯・口の健康と食育～噛ミング30（カミングサンマル）」で、食育の今後の方向性が示されています。

9) 食生活指針

一人一人の健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などを図ることを目的に、10の視点から望ましい食生活のあり方を示したものです。平成12年3月に作成され、平成28年6月に文部科学省、厚生労働省、農林水産省により改定されました。

10) 2R（ツール）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用の二つの頭文字をとったもの。国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムをめざすとしています。

11) 環境を守る農業宣言

農業者が環境負荷軽減に寄与する農法に取り組むことを宣言し、その実践に努めるとともに、消費者等においてもそれを支持する宣言を行い、環境にやさしい農業の推進と県土の保全について共通認識に立つことにより、県民挙げて「環境農業」の推進を図ることを目指した取組です。

【宣言の状況（平成28年10月現在）】

☆消費者の方……3,060件、☆農業者の方……647件、☆企業・学校等……139件

12) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことと遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業をいいます。

13) 環境保全型農業

自然生態系の物質循環機能などを活かし、生産性の向上を図りながら、環境への負荷軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

14) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組です。

15) しまね田舎ツーリズム

農山漁村での生活体験等を通じて地元の人々と交流し、地域の自然や文化、暮らしに触れる取組です。

16) しまね地産地消推進店

県産品を扱う専門コーナーの常設など、地産地消に積極的に取り組む食品量販店を「しまね地産地消推進店」として県が認証しています。

平成28年9月現在、県内に33店舗。

17) しまね故郷料理店

県が、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証しています。平成28年9月現在、県内に170店舗。

18) リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。「リスク」とは損失や危害の生じる可能性または確率及びその大きさのこと。わが国では、平成15（2003）年の食品安全基本法制定、食品衛生法改正時にこの考え方が取り入れられました。

19) 食品表示法

販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及びJAS法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする法律です。平成25年6月28日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

<参考文献>

- ・平成27年度食育推進施策（食育白書）
- ・第3次食育推進基本計画参考資料集（平成28年3月）
- ・島根県公立小・中・高等学校児童生徒の体力・運動能力等調査報告書（島根県教育委員会）
- ・平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）
- ・学校保健統計（学校保健統計調査報告書）（文部科学省）
- ・島根県学校保健統計調査資料（島根県教育委員会・島根県養護教諭研究連絡協議会）